

## 抗議声明

本日、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が参議院において可決され、成立した。

まず、旧優生保護法が、約50年もの長期間存在し、1996年に母体保護法に改正されてからも23年も被害が放置されていたことに関して、極めて強い憤りを覚えるものである。

今回成立した法律は、仙台地裁での提訴とマスコミの大々的な報道をきっかけではあったが、これを契機に被害の救済を目指した良心的な国会議員の努力は一定評価すべきである。しかしながら、同法の内容については、以下の諸点に鑑みて、到底納得できるものではない。

### 第1、国の法的責任を認め、謝罪するものではないこと

法律前文では、旧優生保護法による被害者が「心身に多大な苦痛を受けてきた」と述べるのみで、誰によってその被害がもたらされたのか、責任の所在がどこにあるのか、意図的に曖昧なままにされている。

本来であれば、多大な苦痛が憲法に違反する国の行為によって発生したものであることを明示した上で謝罪し、一時金といった曖昧な表現ではなく、法的な責任の下に損害を賠償するものであること明示すべきである。

### 第2、障害者を差別するものであること

交通事故による損害賠償の最低ラインを画する自賠責でさえ、「両側の睾こう丸を失った」場合は、後遺障害第7級、保険金額は1051万円とされ、「生殖器に著しい障害を残す」場合は、遺障害第9級、保険金額は616万円とされているが、この法律は一時金の額を320万円と定めている。

この金額は、国が過失ではなく意図的、組織的に重大な人権を奪った犯罪行為の代償としては、極めて低額であるというばかりではなく、保障される人間としての価値において、一般の3分の1から2分の1の価値しかない認めないものである。

これでは、奪われた個人の尊厳が回復するどころか、さらに深く傷つけるものとなっている。残念ながら、優生保護法の成立からその救済に至るまでの国の対応は、終始一貫して、障害者を人間の価値や個人の尊厳において差別するものと言わざるを得ない。

### 第3、申請主義と短期時効消滅による足切り

優生手術を受けた障害者の中には、受けた手術の意味も理解できないまま現在に至っている人も存在すると思われる。そうでなくとも、自ら主張することに困難を抱えている障害者にとって、自ら申請をしなければ一時金を得ることができなくなると、多くの場合、事実上救済の枠外に置かれることになる。

したがって、優生保護被害の特質を考慮すると、申請主義ではなく、加害者たる国の責任において、被害者を捜し出して救済する仕組みが必要であることも明らかであるところ、成立した法律には、そうした仕組みが欠如している。

これでは、国は責任を果たすどころか、短期時効の設定（5年で消滅）も考慮に入れると、いかに少ない予算で早期に責任を回避するのかといったことに腐心している姿が透けて見えるところである。

その他、被害認定機関の第三者性が担保されていないこと、被害の実態解明や今後の対策に向けた検証体制がないこと、金銭賠償以外の医療や介護保障など、他にも多くの問題点を抱えている。

こうした観点から、弁護団としては、今回の法律が根本的な解決をもたらすものではないことを念頭に、引き続き司法による適正な救済を目指して、全力で取り組むことを表明する。

2019年4月24日

優生保護法に基づく不妊手術に関する国家賠償請求訴訟熊本弁護団